

諮問番号：令和２年度諮問第９号

答申番号：令和３年度川行審答申第２号

答 申 書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

（１）審査請求の趣旨

川崎市長による令和元年８月１４日付けの審査請求人に対する市民税
県民税税額決定に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの
裁決を求める。

（２）審査請求の理由

審査請求人に一切の財産を包括して遺贈する旨の公正証書遺言をした
A氏（以下「本件包括遺贈者」という。）死亡後の税金に対して、なぜ、
審査請求人が支払義務を負うのか理解できないからである。

２ 審査庁の見解

（１）裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

（２）理由

ア 本件包括遺贈者の平成３１年度分の市民税（県民税）の納税義務の承
継（審査請求人の主張）

（ア）審査請求人は、本件包括遺贈者死亡後の税金に対して、なぜ、審査
請求人が支払義務を負うのか理解できないと主張する。この主張は、
本件処分に係る税額が、処分庁が本件包括遺贈者に対し、平成３１年
度市民税・県民税の賦課決定を行い、令和元年６月７日付け平成３１
年度市民税・県民税税額決定通知書により、公的年金からの特別徴収
税額等を通知した処分（以下「本件賦課決定処分」という。）に係る
税額であり、本件包括遺贈者の死亡後に納期が到来することを理由
として、その不合理性を主張するものと解される。

（イ）地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３
１８条（個人の道府県民税については、法第３９条）は、個人の市町

村民税（道府県民税）の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする旨規定している。すなわち、個人の市町村民税（道府県民税）の納税義務者であるか否かの決定は、賦課期日現在でなされるものである。

したがって、賦課期日現在において、被相続人（包括遺贈者）について、個人の市町村民税（道府県民税）の納税義務が抽象的に成立することになるから、その後の、賦課決定等の時と相続開始の時との前後関係によって、相続（包括遺贈）により承継される個人の市町村民税（道府県民税）には、賦課期日後の、相続開始の時において、被相続人（包括遺贈者）につき賦課決定等により既に納税義務が具体的に確定しているものがあることになる。そして、この中には、相続開始の時と納期限との前後関係によって、相続開始の時において、納期限が到来していないものがあり得ることになる。

したがって、賦課期日後の、相続開始の時において、包括受遺者が包括遺贈者から承継する市町村民税（道府県民税）の税額について、その納期が到来していないものがあることは法上明らかであるといえる。

(ウ) これを本件についてみると、平成31年度分の個人の市民税（県民税）の賦課期日は平成31年1月1日であって、本件包括遺贈者の死亡日は令和元年6月23日であるから、本件包括遺贈者は平成31年度分の市民税（県民税）の納税義務を負っている。そして、審査請求人は本件包括遺贈者からその全財産を包括して遺贈された包括受遺者であるから、上記（イ）において述べたとおり、本件包括遺贈者の平成31年度分の市民税（県民税）の納税義務が審査請求人に承継されることは、法上明らかであるといえ、そして、その納税義務に係る税額には、相続開始の時において納期限が到来していないものが含まれることも法上明らかであるといえる。

(エ) したがって、本件包括遺贈者の平成31年度分の市民税（県民税）の納税義務の承継に係る審査請求人の主張には理由がない。

イ 令和元年8月14日付け平成31年度市民税・県民税税額決定・納税通知書（以下「本件通知書」という。）により告知された納付の金額及び納付の期限

本件処分は、本件賦課決定処分による納税義務者である本件包括遺贈者が死亡したことにより、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額について、当該税額を普通徴収税額に

繰入れ、その納付を求めるため、包括受遺者である審査請求人に対し、本件通知書により、納付すべき金額及び納付の期限の告知（法第19条第9号及び地方税法施行規則（総理府令第23号）第1条の7第1号）を行ったものである。

そして、上記アにおいて述べたとおり、審査請求人が、本件包括遺贈者の平成31年度分の市民税（県民税）の納税義務を承継し、その納税義務に係る税額には、相続開始の時に納期限が到来していないものが含まれることが法上明らかである以上、本件審査請求においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額について、本件通知書により審査請求人に告知された納付の金額及び納付の期限が適法かつ妥当であったかという点が争点となる。

(ア) 本件賦課決定処分における税額の算定について

処分庁が行った本件包括遺贈者に対する本件賦課決定処分における税額の算定に違法又は不当の理由となる点は認められない。

(イ) 特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額の普通徴収税額への繰入れ及び本件通知書により告知された納付すべき金額及び納付の期限（本件処分の内容）

処分庁が行った特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額の普通徴収税額への繰入れ及び本件通知書により告知された納付すべき金額及び納付の期限（本件処分の内容）に違法又は不当となる点は認められない。

ウ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について

その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

上記第2 2 (2)と同様

第4 調査審議の経過

令和3年 2月26日 諮問の受付

同年 5月14日 第1回審議

同年 6月24日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件包括遺贈者の平成31年度分の市民税（県民税）の納税義務とその承継について

審査請求人は、本件包括遺贈者死亡後の税金について、なぜ、審査請求人が支払義務を負うのか理解できないとの主張をしている。

そもそも、住民税は当該地方公共団体に住所を有し、公共サービスを受している住民としての負担である。地方税法は、その公共性の観点から、その年の1月1日を賦課期日として住民に自治体の構成員としての負担を課している。すなわち、市民税（県民税）は、賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）現在の事実関係により、納税義務者、課税客体及び税額等の課税要件が確定されるものであり（法第39条、第318条、川崎市市税条例（令和元年川崎市条例第5号による改正前のものをいう。以下「市税条例」という。）第26条、神奈川県県税条例（令和元年神奈川県条例第12号による改正前のものをいう。以下「県税条例」という。）第2条）、その後の事情の変化により影響を受けるものではない。

本件においては、平成31年1月1日に川崎市に住所を有する個人であった当初の納税義務者（本件包括遺贈者）は、市税条例第18条及び県税条例第2条に基づいて市民税（県民税）の納税義務を負っていたものであり、各税の均等割額は、市税条例第20条等及び県税条例第11条等に基づいて定まり、また各税の所得割額は、前年の所得に則して市税条例第23条等及び県税条例第9条等に基づいて定まるものである。その年の1月1日以降の納税義務者の居住の長短によって市民税（県民税）の税額が変動するものではない。したがって、令和元年6月7日の本件賦課決定処分によって定められた納税額は、本件包括遺贈者がたとえ同年6月23日に死亡したとしても、既に発生し確定していた納税額であり、その死亡後に生じた税額を包含するものではない。このことは、当該市民税（県民税）の納付期限の到来が、納税義務者の死亡後であったとしても関係がないものである。

そして、本件包括遺贈者は、本件賦課決定処分のあった令和元年6月7

日よりも後の同年6月23日に死亡しており、遺言公正証書により審査請求人が包括受遺者となった事実が確認できることから、本件包括遺贈者の納付すべき地方団体の徴収金に対する納税義務は、包括受遺者である審査請求人に引き継がれることとなる。

したがって、本件処分は適正に行われていると認められる。

- (2) 本件通知書により告知された納付の金額及び納付の期限が適法かつ妥当かについて

処分庁が行った本件包括遺贈者に対する本件賦課決定処分における税額の算定並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額の普通徴収税額への繰入れ並びに本件通知書により告知された納付すべき金額及び納付の期限（本件処分の内容）に、違法又は不当となる点は認められない。

- (3) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	人	見	剛
委員	諫	山	明子
委員	高	柳	馨